

**○委員長(芝博一君)** それでは、新型インフルエンザ等対策特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

**○はたともこ君** 民主党のはたともこでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案について質問させていただきます。

まず、中川大臣に基本的な考え方について伺います。

本法案は、二〇〇九年の新型インフルエンザ、H1N1パンデミック、そして二〇一〇年の宮崎口蹄疫、二〇一一年、昨年の東日本大震災と福島原発事故などによる我が国の危機管理上の反省や教訓を踏まえて作られた法案であると理解してよろしいでしょうか。私はそうでなければならぬと思いますが、中川大臣の御見解を伺います。

**○国務大臣(中川正春君)** 基本的には御指摘のとおりでございます。

この新型インフルエンザについてはいつ発生するか予断を許さないという状況にありまして、これまでも行動計画の策定、それから抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、それから細胞培養法によるワクチンの迅速な製造ラインの整備などについて所要の準備を進めてまいりました。

さらに、御指摘の要素と同時に東日本大震災の教訓も踏まえておりまして、これは行動計画の実効性を更に向上するために今般、国会に提出をしたということでございます。二〇〇九年の新型インフルエンザ対策など過去の様々な危機管理の反省、教訓、これを地方公共団体や医療関係者等の意見を聞きつつまとめてまいりました。行動計画や対策本部を法定化するなど、あるいは国、地方公共団体の体制整備、責任の明確化などを目指しているということと同時に、感染拡大防止策や国民生活の安定化策などの法的根拠の整備、これを盛り込んだということでございます。

**○はたともこ君** それでは、二〇〇九年のA/H1N1パンデミックでは具体的にどのような反省点があり、それを教訓として具体的にどのように本法案に反映されたのかを説明していただきたいと思っております。

**○副大臣(後藤斎君)** 先ほど大臣がお答えをいただいたように、先生の御指摘の二〇〇九年のさきのインフルエンザ、そして二〇一〇年の口蹄疫、さらには東日本大震災の昨年の教訓を踏まえて、いろんな意味で検討してまいりました。特に今先生が御指摘の二〇〇九年のインフルエンザの教訓ということで、もう先生御案内のとおり、厚労省で二〇〇九年の新型インフルエンザ対策総括会議報告書というものを専門家の皆さん方の御意見も賜りながらまとめたところでございます。あわせて、医療団体や地方公共団体の皆さん方からたくさんの御意見をいただきながら幅広く検討してまいりました。

そういう意味で、二〇〇九年の新型インフルエンザの特に反省、教訓ということは、一点目は、水際対策について病原性等を踏まえた専門家の意見を基に機動的、スピード感がある縮小ができなかったということ、そして、医療従事者の皆さん方に一番協力をいただかなければいけません、その際に医療従事者の皆さん方の死亡や後遺症が生じた場合の補償制度がなかったこと、さらには予防接種に関する実施主体、費用の在り方が不明確であったこと、もう一点は、感染防止のために学校等を休業をしなければいけない場合がございますが、その際に法的根拠が不十分であった等が指摘、教訓だというふうに認識しております。

それを踏まえまして、今御議論いただいております法案におきましては、十八条において、検疫の実施など新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、専門家の意見を踏まえて基本的対処方針を定めながら、病原性の程度に応じた確かつ柔軟性に行うという規定を設けたこと、さらには六十三条一項において、要請や指示に応じて新型インフルエンザ等の患者さんに対する医療提供を行う医療関係者が死亡等をした場合には補償措置を講ずること、さらには二十八条、四十六条、六十九条におきまして、予防接種の実施主体、費用負担等について明確化する、さらには四十五条におきまして、

感染防止のための協力要請等の措置を盛り込み、実施権限を有する都道府県知事に実施権限を付与をする等の必要な規定を盛り込んでいるところでございます。

**○はたともこ君** 本法案は成立後一年以内に施行されるということですが、法案成立後、どのような手順、スケジュールで政令、政府行動計画、都道府県行動計画、市区町村行動計画、各種ガイドライン等が策定されていくのか、説明していただきたいと思っております。

**○大臣政務官(園田康博君)** 先生御指摘のように、法律が成立をいたしましてから一年未満に政令あるいは施行の様々な行動計画を作成をしていくということが決められているわけですが、指定公共機関であるとか緊急事態宣言、これに係る具体的な基準を定める政令につきましては、まず、関係団体、これまでも聞いてまいりましたけれども、更に具体的な手順を決めていくわけですが、そういった関係団体や専門家の皆さん方の御意見を聞かせていただきながら、そしてまたこれをパブリックコメントに付させていただきます。やはり国民の皆さん方にも広く御意見を聞かせていただきたいという、その手順を踏まえて行ってまいりたいというふうに思っております。当然、これはできる限り早く決めていくことに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、この法律の施行後におきましては、先ほど申し上げた学識経験者の御意見を伺わせていただき、またパブリックコメントにも付して、できる限り速やかに、先ほど申し上げた本法律案に基づく今度は政府行動計画、これを策定をするといったところが一番最初に来る私どもの作業であるというふうに考えております。

この政府の行動計画を作成をし、そしてそれに基づいて今度は具体的な手順を更に具体化したガイドライン、これを作成をするといったところを考えております。このガイドラインの作成については、これは法律上の根拠にはありませんけれども、やはり具体的な行動計画を実践をしていくといった点では、しっかりと関係省庁の連絡会議の中においてこのガイドラインというものを精緻に作る必要があるというふうに考えておるところでございますので、そういったところをやっていききたいというふうに思っております。

さらに、今度は政府だけではなくて、やはり都道府県、そして市町村といったところの行動計画といったところもお願いをしていかなければならないわけですので、そういった点では、政府が行動計画を作らせていただいた後に、今度はそれに基づいて都道府県、市町村といったところをお願いをしていくといったところも出てまいります。これについては、当然、早期に作成ができるように、私ども政府としてもしっかりと支援を、都道府県あるいは市町村が具体的なところができるように政府としても支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○はたともこ君** そこで、中川大臣に伺います。

四月四日の本院予算委員会で、A/H1N1pdm2009当時の厚生労働大臣で対策に当たられた舩添要一先生が本法案について説明されまして、本法案は当時の経験が十分に生かされていないと指摘をされました。さらに、万機公論に決すべし、いろんな人の意見を聞く場をつくらなければいけないとおっしゃいました。

今後、政令、各種行動計画、各種ガイドライン等を策定するに際して、現場の意見、批判者の意見、関係団体等の意見をよく聞いて取り入れるべき点は取り入れるべきだと私は思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

**○国務大臣(中川正春君)** この法案が様々な関係者と連携をしながら対応を取っていくということが前提になっているだけに、先ほど御指摘がありましたような、それこそ万機公論に決すべしで、そしてまた、その御意見をこれに組み込みながら法案を作っていく、また、法案だけではなくてこれからの行動計画でありますとか対処方法の中でも、そうした特に専門家の意見もしっかり聞き込んでいながら対応をしていくということが大事だというふうに思っています。

具体的には、学識経験者から公の場で意見を聞く場を設けてきました。それから、新

型インフルエンザ発生時に多くの実務を担っていただく地方公共団体、この間でも実務者レベルで検討協議会を開催をいたしまして、精力的な御議論をいただいております。あるいは日本医師会、それから病院団体あるいは経団連など、非常に関係の深い各種団体との公開の意見交換というのでも進めてまいりました。また、与党だけではなくて、自由民主党あるいは公明党の勉強会などの場でもこれ積極的に御議論をいただきまして、その御議論の中で出てきた論点というのでもこの中に整理をさせていただいたということでもあります。

新型インフルエンザ等対策は広く国民生活にかかわっておりまして、その理解と協力が必要であるということで、この先も同じようなスタンスで様々な議論を広げていきたいというふうに思います。従来 of 取組に対して批判的な御意見、これもあると思うんですが、それも多様な観点からは是非御議論をいただきたいというふうに思っております。具体的な、特に行動計画の中ではそうした多様性ということもしっかり尊重していきたいというふうに思っております。

○はたともこ君 現場の意見や批判者、関係団体等、あるいは専門家の方々の意見を聞く方法として、先日の四月十二日の参考人質疑で尾身先生と川本先生のお二人から、インターネットで専門家同士、現場同士のリンクを張る方法、あるいはITを使ったテレビ会談などの提案がありました。

田河室長、これらの意見を是非取り入れていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(田河慶太君) お尋ねの点でございます。

本法案におきましては、政府行動計画、基本的対処方針を定める際に事前に感染症に関する専門家等の意見を聞くことを法案の中で定めております。御指摘、参考人質疑の中でも御意見いただきましたように、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に専門家の御意見を聞く方法としてテレビ会議等のIT等の手法を活用していくこと、そうしたことも一つの考え方であると私も思っております。今後、検討していきたいというふうに考えております。

○はたともこ君 中川大臣にもう一つ伺いたいと思います。

先日、三月二十二日の本委員会で、私は大臣に、参考人質疑もお願いした国立感染症研の田代真人先生の提言の中で、新型インフルエンザ対策の事前対応として野鳥、家禽、豚の事前監視体制の必要性について質問させていただきました。中川大臣から、政府行動計画指針の中でしっかり具体的に盛り込んでいくということで一つ一つ確かなものを作っていくという答弁をいただきました。

そこで、大臣、今日は、特に豚のサーベイランスの重要性について伺います。

先日の参考人質疑で田代先生は、日本では鳥については農水省、野鳥については環境省がやっているが、豚についてはどこもやっていない、豚についてはどこの国も農業関係の強い圧力があるが、日本においては是非そこを克服していただきたいとおっしゃいました。

中川大臣、豚サーベイランスの必要性と今後の取組について大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(中川正春君) 御指摘がありましたように、新型インフルエンザの発生の可能性をいち早く把握するという事の中では、それぞれ体内で人にうつりやすいインフルエンザウイルスに変化させやすい豚を含めた動物のインフルエンザの発生状況というのをつかんでいくということは非常に大事な事であるというふうに考えております。この新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、それから動向及び原因の情報収集について、この法案の第六条第二項第二号イなんですけど、これにおいて規定をしております、特に豚という御指摘がございましたが、その辺しっかり念頭に置きながら対応していきたいというふうに思います。

**○はたともこ君** では、農水省に伺います。

二〇一〇年の宮崎口蹄疫については、私は、韓国での口蹄疫発生と万全の防疫体制の周知を各都道府県に発出した一月七日の農水省動物衛生課長通知が宮崎県においては全く周知されなかったこと、初動が全く遅れたこと、数々の情報隠蔽が行われたこと、獣医師の不足等々非常に多くの問題があったと思いますが、農水省は二〇一〇年の宮崎口蹄疫についてどのような反省、総括をしているのか、説明してください。

**○政府参考人(高橋博君)** 平成二十二年におけます宮崎県の口蹄疫の発生に関しましては、農林水産省といたしましては、国、県などの対応を検証していただくために第三者によります口蹄疫対策検証委員会を設置したところでございます。

同委員会におきましては、平成二十二年の十一月に報告書を発表いたしました。この中で、異常家畜の発見の見逃しあるいは通報の遅れがあり、感染を広げる大きな原因となったこと、それから畜産農家におきまして飼養に関する衛生管理基準が守られていなかったこと、さらには国及び都道府県などの役割分担が不明確であり、連携も不足していたというようなことが指摘されておるところでございます。

この報告書を受けまして、さらには平成二十二年度におけます高原性鳥インフルエンザの発生状況、こういったことを踏まえまして、昨年四月に家畜伝染病予防法が改正をされまして、その際、発生の予防、早期通報、迅速な初動対応の三点に重点を置きました防疫対応を強化いたしましたところでございます。その中では、畜産農家が遵守すべき飼養衛生管理基準、あるいは国、都道府県等が連携をして防疫措置を講ずる際の防疫指針、こういったものについて大幅に見直したところでございます。

**○はたともこ君** それでは、農水省、新型インフルエンザ対策において豚のサーベイランスの重要性について、なぜ豚のサーベイランスが必要なのかも含めてどのように認識をしておられるのか、お答えください。

**○政府参考人(高橋博君)** 豚のインフルエンザにつきましては、豚の場合、従来から一過性の発熱あるいは鼻汁等の風邪様の症状を示すものの、通常、一定期間程度で自然治癒をするものでございまして、家畜衛生あるいは畜産経営上大きな問題となるものではないという疾病でございます。このため、家畜伝染病予防法上におきましては、いわゆる届出対象義務というものも実は課されておるところではございません。

しかしながら、いわゆる新型インフルエンザ対策の観点からは、豚が人のインフルエンザウイルスやあるいは高病原性鳥インフルエンザウイルスなどに同時に感染をした場合には、豚の体内で新型インフルエンザウイルスが生じる可能性があること、このことはきちんと認識をしております。一般的に農場段階におけます豚インフルエンザのサーベイランスということについては重要であると認識しております。

ただ、我が国におきましては、諸外国、特に東南アジア等とは異なりまして、農場段階あるいは日常生活におきましても豚が他の家禽あるいは人と濃厚に接触する機会というのは極めて僅かな飼養形態にございます。このことから、豚につきましては、先ほど申し上げました家畜伝染病予防法の改正によりまして、新型インフルエンザ対策上も衛生的な飼養管理基準、これを徹底をしていくということがやはり強く求められているものと認識しております。

**○はたともこ君** 続いて農水省に伺います。

感染研の田代先生は、豚のサーベイランスについては日本政府のどこもやっていないとおっしゃっているわけですが、農水省は、お配りした資料のこのページにあるように、やっているとおっしゃっているわけですが、現在豚サーベイランスはどのように行われているのか、検査頭数も含めてお答えいただきたいと思っております。また、それで十分であるということなのか、今後の取組はどうするのかも含めてお答えください。

**○政府参考人(高橋博君)** 豚インフルエンザにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる家畜伝染病予防法、いわゆる法律上の義務といたしましては飼養者に対しまして届出対象とはしておらないところでございますけれども、先ほど来の新型

インフルエンザの問題もございまして、農林水産省といたしましては、畜産農家が遵守すべき飼養衛生管理基準におきまして、飼養家畜に、豚に異状が見られた場合には獣医師の診察を受けるように定めるとともに、せきなどの呼吸器症状、これによりまして家畜保健衛生所に精密検査の依頼があった豚につきましては豚インフルエンザの検査を併せて実施をしていく、このようなパッシブサーベイランスを行うことによりまして、陽性時には当然のことながら当該個体の移動、出荷を自粛するよう全都道府県を指導しております。

これにつきましては、平成二十一年度の段階から全都道府県に対して指導しているところでございまして、なお、この豚インフルエンザの検査についてでございますけれども、年間およそ百件程度が実施されております。

これまでのところは、我が国におきましては豚の体内で新型インフルエンザが生じたと疑われる事例は発見されておられませんけれども、引き続き、検査結果等の情報につきまして、厚生労働省等が行っております屠畜場におけますインフルエンザのサーベイランスと同様に共有化をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○はたともこ君 厚生労働省も、資料の二ページにあるように豚のサーベイランスを行っていると思いますが、現在どのように行っているのか、四十七都道府県全てで行うつもりがあるのかも含めて、厚生労働省、説明してください。

○政府参考人(外山千也君) 厚労省におきましても、豚には人のインフルエンザウイルスと鳥のインフルエンザウイルスの両方が感染し得ることから、それら複数のウイルスが同時に感染した際に遺伝子の組換えが起こって新型インフルエンザが発生することが懸念されているというふうに考えております。このため、豚におけるインフルエンザサーベイランスは新型インフルエンザの出現を早期に把握するための取組として重要であると考えております。

それで、厚生労働省では、都道府県の協力を得まして、豚を対象とした新型インフルエンザウイルスの出現を監視するための調査を予算事業として実施しております。この調査では、屠畜場の豚から鼻腔や気管の拭い液を採取いたしまして、都道府県衛生研究所でインフルエンザウイルスの分離を行い、ウイルスが分離された場合にはその亜型等についての詳細な検査を実施しております。平成二十三年度は、十県で調査を実施いたしまして、約千検体の検査を行ったところであります。

○はたともこ君 農水省に伺います。

厚生労働省が行っている検査で、屠畜場の豚から新型インフルエンザウイルスが発見された場合、発生農場をすぐに特定できますか。また、今後、農場での無症状の豚も含めたサーベイランスの拡大強化に取り組んでいくつもりがおありになるのかどうか、お答えください。

○政府参考人(高橋博君) 屠畜場におきまして、豚インフルエンザのサーベイランスの結果、そのような豚が生じた場合に、御承知のとおり、基本的に我が国におきましては飼育農場から屠畜場への出荷ルートというのはほぼ確定が可能となっております。したがって、そのようなルートをきちんと使うということは可能だろうと思っております。

仮に、厚生労働省から、屠畜場におきまして発見されました豚インフルエンザウイルスの性状を科学的な知見に基づいて分析した結果、新型インフルエンザの可能性が示唆されるというような事態になった場合におきましては、農林水産省におきましても、当然のことながら、厚生労働省あるいは都道府県と連携をいたしまして、専門家からの科学的な意見も十分に聞きながら、出荷元農場におけますサーベイランスの強化あるいは飼養豚の隔離及び移動自粛等について、迅速かつ的確に対応してみたいというふうに考えております。

○はたともこ君 では、文部科学省にも伺います。

田代先生は参考人質疑で、私は文科省のコントリビューションも非常に大事だと思

まず、日本においては鳥インフルエンザ若しくはインフルエンザの専門家というのはほとんどが大学における研究者です、そういった方たちを巻き込んで、この法案の趣旨が貫徹できるように体制を事前に構築していただきたいと発言されました。田代先生は、大学の獣医学の研究室、先生方の御参加を強く希望しておられます。この田代先生の御提言に対して、文部科学省はどのようにお答えになりますか。

○政府参考人(森本浩一君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、新型インフルエンザへの対応につきましては、医学のみならず獣医学も含めまして、日ごろから幅広い研究開発を実施して最新の科学的知見を蓄積して緊急事態に備えると、こういうことが重要であると考えております。このため文部科学省におきましては、大阪大学、長崎大学を始めといたしまして、国立大学法人における感染症に関する研究体制の整備充実等を推進しております。

また、国際協力が重要という認識の下にアジア、アフリカの八か国十三か所に海外研究拠点を展開いたしまして、これらを相互に連携させるネットワークを構築して感染症対策に関する基礎的知見の集積や人材育成を図るとともに、政府開発援助、ODAを活用してアジア、アフリカ等の諸国との感染症に関する国際共同研究を推進しております。

文部科学省といたしましては、大学等における新型インフルエンザに関する専門家の知見が有効活用されるように、今後とも、厚生労働省など感染症に関する研究対策を実施される関係省庁と連携を密にしていきたいと考えております。

○はたともこ君 中川大臣、農水省も厚生労働省も豚のサーベイランスはやっているということですが、厚生労働省のサーベイは実は田代先生の提言で始まったものと聞いておりますし、田代先生はこの現状を十分に認識された上で、あえてどこもやっていないとおっしゃったのだと思います。是非、ここは大臣のリーダーシップで豚のサーベイランスを行動計画の中にしっかりと盛り込んで、農水省、厚生労働省、環境省、文部科学省等の連携を密にして確かなものをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川正春君) 大切な御指摘をいただいたんだというふうに思います。関係省庁間が一層連携を密にしていくということ、それを前提にして、この新たな政府行動計画等においても、是非サーベイランスの具体化、していきたいというふうに思っております。

○はたともこ君 次に、ワクチンについて厚生労働省に伺います。

海外で新型インフルエンザが発生した場合、いかに早くウイルス株を入手するかがワクチンの早期かつ必要十分な生産、蔓延の防止のポイントになると思います。パンデミックワクチンの承認については、行動計画において、プロトタイプワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用して短期間に適切に審査、承認を行うとされており、国の採択事業者となった四者は、いざ海外で新型インフルエンザが発生したとなると、国立感染研からシードウイルスとしてリバースジェネティクス弱毒化株の配付を受け、パンデミックワクチンの生産を開始すると聞いているところでございます。

そこで、お尋ねいたします。海外で新型インフルエンザが発生した場合、日本は速やかにウイルス株を入手できる体制にあるのかどうか、まず確認をしたいと思います。

○政府参考人(外山千也君) 現在の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、未発生期から国立感染症研究所やWHO、OIEなどの国際機関、在外公館等を通じましてインフルエンザに関する必要な情報を収集しております。

新型インフルエンザ発生期には、世界五か国に設置されておりますWHOインフルエンザ協力センターの一つに指定されております国立感染症研究所に対し、WHOの枠組みを通じまして速やかにウイルス株が提供されることとなっております。

○はたともこ君 さらに、リバースジェネティクス弱毒化株は、海外で作ったものを日本国内に持ち込むのか、あるいは野生株をそのまま国立感染研に持ち込んで感染研で

リバースジェネティクス弱毒化株を作るのか、あるいはメーカーが直接野生株を扱うこともあるのかどうか、この野生株を直接国内に持ち込むことに対するリスク管理は万全なのかどうか、厚生労働省、説明してください。

○政府参考人(外山千也君) パンデミックワクチンの製造に当たりましては、WHOのインフルエンザ協力センターの一つである国立感染症研究所が、WHOの枠組みを通じまして野生株の提供を受け、弱毒化などの処理によりワクチン株の開発を進めることとしておりますけれども、他の協力センター等で開発されましたワクチン株が優れたものである場合には、その株を入手することもあり得ると考えております。国内のワクチン製造会社が直接海外からワクチン株を入手することはなく、国立感染症研究所を通じてワクチン株が提供されることとなっております。

国立感染症研究所は、バイオセーフティーレベル3である新型インフルエンザウイルスを取り扱うことのできる施設設備を有しまして、また十分な訓練を受けた専門家が輸送中も含め病原体を管理しておりますことから、安全管理体制は確保されているものと考えております。

○はたともこ君 現在、政府は、四事業者、化血研、北里第一三共ワクチン、バクスターとライセンス契約をした武田薬品、阪大微研を採択事業者として特例交付金を支給して、新型インフルエンザが発生した際、この四者にシード株を配付してから半年以内をめどに全国民一億三千万人分のパンデミックワクチンを生産できる体制を構築中であるということですが、いかに早く生産するかということであれば、二十回分の十ミリリットルバイアルということになるのでしょうか、使いやすい二回分の一ミリリットルバイアルを生産するメーカーもあるなど、メーカーによってはバイアルのサイズは異なるようです。

ワクチン接種となれば、妊婦へは保存剤の入っていない一回分用のプレフィルドシリンジ剤の使用が一般的には好ましいと思えますが、現段階では四者のうち一者のみがプレフィルドシリンジをパンデミックワクチンの生産ラインに組み込んでいると聞いております。

パンデミックワクチン生産供給体制におけるプレフィルドシリンジ剤、あるいは一ミリリットルバイアル、十ミリリットルバイアル等の生産供給体制について、どのような想定、取組になっているのか、必要量が早期に調達できるのかも含めて説明してください。

○政府参考人(外山千也君) 今年一月に取りまとめられました新型インフルエンザ専門家会議の意見書では、新型インフルエンザが発生した際には必要量のワクチンを可能な限り短期間で製造する必要があることから、集団接種を基本といたしまして、早期の供給に適している一本十ミリリットル等のマルチバイアルを主に供給することとし、接種会場ごとに発生する端数の人数や集団的接種に適さない対象者への接種のために、一定程度は一ミリリットル等の小さなバイアルを供給することが提言されております。

現在、実施している新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業におきましては、こうした点も踏まえた上で、全国民のワクチンを約半年で生産する体制の整備を図っております。

また、パンデミックワクチンに添加される保存剤には、特に催奇形性などの問題があるとの科学的な根拠が明らかになっているわけではありませんけれども、希望する妊婦等に配慮し、一定量について保存剤を使用していないプレフィルドシリンジ剤により供給できる体制の整備を進めているところであります。

○はたともこ君 ワクチンについてもう一点確認いたします。

児童生徒、園児に対して速やかにパンデミックワクチンを接種することは、学校、保育園、幼稚園等で集団接種を行うのか、それとも個別に医療機関で行うこととするのか、どのように考えておられるのか、厚生労働省、説明してください。

**○政府参考人(外山千也君)** パンデミックワクチンの接種につきましては、平成二十四年一月に専門家会議が取りまとめた意見書におきまして、保健所、保健センター、学校などの公的な施設を活用する等により接種会場を確保し、原則として集団的接種を行うこととすると提言されております。

厚生労働省といたしましては、この意見書を踏まえまして、児童などに対するパンデミックワクチンの接種を安全かつ迅速に実施できるよう、文部科学省などの関係者と連携しつつ、具体的な接種体制の構築に向け検討していきたいと考えております。

**○はたともこ君** 次に、漢方製剤麻黄湯について厚生労働省に伺います。

麻黄湯は、インフルエンザに対して効能を有する製剤として薬事承認をされており、去る三月二十二日の本委員会での私の質問に対して厚生労働省平山大臣官房審議官は、新型インフルエンザが発生した際には適切な診断の下で処方となされ、初期のインフルエンザの諸症状に対して有効であることが期待されておりますと答弁されました。

麻黄湯は、検査でインフルエンザが陽性となる前から使用でき、薬価も安いなど、タミフルやリレンザにはない利点があると考えておりますが、新型インフルエンザを所管する健康局長として麻黄湯の有用性をどのように認識しておられるのか、外山局長にお尋ねしたいと思います。

**○政府参考人(外山千也君)** 麻黄湯は、初期のインフルエンザにおける悪寒、発熱等の諸症状に対して効能を有する製剤として薬事承認されておまして、病原性等が未知であるものの、新型インフルエンザの発生時においても、医師の適切な判断の下、臨床の現場において活用されるものと想定しております。

新型インフルエンザの治療に当たりましては、タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬だけでなく、麻黄湯についても初期のインフルエンザの諸症状改善のための一つの手段となり得るものと考えております。

**○はたともこ君** では、今後の厚生労働省が作成する新型インフルエンザ対策のガイドラインの中にタミフル、リレンザとともに選択肢の一つとして麻黄湯を明記すべきであると私は思いますが、いかがでしょうか。さらに、タミフル、リレンザと同様に麻黄湯を備蓄すべきであるとも考えておりますが、厚生労働省、いかがでしょうか。

**○政府参考人(外山千也君)** 現行の新型インフルエンザ対策行動計画では、厚生労働省は、新型インフルエンザの診断、治療方針等に関するガイドラインを作成することとなっております。麻黄湯は、インフルエンザウイルスの増殖を抑える作用を持つタミフルやリレンザなどの抗インフルエンザウイルス薬とは効果等が異なる薬剤であることから、ガイドラインへの記載や備蓄等の新型インフルエンザ対策上の位置付けにつきましては、専門家による医学的な判断等を踏まえた上で検討したいと考えております。

**○はたともこ君** さて、昨年の東日本大震災、福島原発事故の教訓はいまだ検証中ではありますが、やはり初動の問題、司令塔が不明確であったこと、総理大臣なのか、保安院長なのか、原子力安全委員長なのか、混乱があったのではないかと思います。

そこで、本法案の新型インフルエンザ対策ですが、初動体制、事務方、行政サイドの司令塔はどうなっているのか、初動体制の事務方の司令塔は四月十三日の北朝鮮ミサイル発射でも問題となっている内閣危機管理監なのか、また三人いらっしゃる内閣官房副長官補のうちどなたなのか、あるいは新型インフルエンザ等対策室長なのか、内閣官房、教えていただきたいと思っております。

**○政府参考人(田河慶太君)** 法案におきましては政府対策本部の設置を規定しているところがございますが、新型インフルエンザ対策につきましては事務方としても平時より体制を整えておくことが重要であると考えております。

その体制としまして、平時におきましては、内閣官房の内閣危機管理監を議長として、各省の局長等を構成員とします新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を開催し、関係省庁の緊密な連携を確保しているところでございます。

いますが、私、内閣官房新型インフルエンザ等対策室長も事務局総括という立場で内閣危機管理監を助け、会議の運営を行っているところでございます。

また、海外において新型インフルエンザが発生の疑いが強まった場合におきましては、内閣危機管理監も中心となり、関係省庁の局長が集まり緊急参集チームを参集いたしますが、そこでは事態について分析、協議をし、内閣総理大臣に報告することとしておりますが、私も当然その参集チームのメンバーという形でございます。

さらに、新型インフルエンザが発生したことが確認された場合、これは内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置されることとなります。その下に、事務方の体制としましては内閣危機管理監が主宰する新型インフルエンザ対策本部幹事会を置くこととなっておりますが、私も内閣官房の事務局総括という立場から幹事会の運営事務を行うこととなっております。

以上でございます。

**○はたともこ君** 中川大臣、この司令塔の問題については、先日の参考人質疑で自治医大教授であられた尾身先生が、二〇〇九H1N1の経験を生かす第一の点として、意思決定のプロセス、いろんな意見を聞いて最終的には一つのところに集約するシステムがなかった、最終的な意思決定は内閣総理大臣だが、その前に専門家の人たちが十分議論するシステムをつくって最終的な専門家の意見を総理に持っていくシステムが重要だとおっしゃいました。

大臣、新型インフルエンザ対策でこのような専門家のチームをいつからどのようにつくるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

**○国務大臣(中川正春君)** 大震災の教訓の中で非常に大事な点であったというふうに思っております。

本法案において、政府行動計画そして基本的対処方針、それぞれを定める際に、事前に感染症に関する専門家等の意見を聞くことというふうに規定をされております。それに基づいてそれぞれ委員会的なものを置いていきたいというふうに思っております。新たなシステムをそうした形で構築していく中で、専門家の判断を仰ぎながら最終的には総理が判断をしていくという体制をつくっていきたいと思っております。

**○はたともこ君** では、次に内閣府に伺います。

今年大きな話題となった東京大学医科学研究所の河岡教授チームらのH5N1鳥インフルエンザウイルスの論文公開差止め問題について経緯を説明してください。

**○政府参考人(吉川晃君)** お答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1に関するオランダと日本の研究論文二本につきまして、米国の国立衛生研究所、NIHの諮問機関、生物安全保障のための科学諮問委員会、これはNSABBと申します、の助言に基づきまして、米国政府が昨年十二月二十日に内容の一部の削除を求める勧告を科学ジャーナル及び研究者に対して行いました。

なお、日本の研究者は、御指摘のとおり、東京大学医科学研究所の河岡義裕教授であります。実験は米国ウイスコンシン大学で実施されて、我が国には当該ウイルスは持ち込まれておりません。

この勧告を受けまして本年一月二十日に、H5N1ウイルス研究を実施している研究者たちが連名で、哺乳類間で連鎖可能なH5N1の感染実験について自主的に六十日間中止を表明いたしまして、この間に悪用が懸念される研究成果の公表について、米国政府、WHO、その他関係機関に対して適切な仕組みを検討するように求めました。

WHOでは、二月十六、十七日に専門家を集めた検討を行いまして、三つの点について見解をまとめました。その一つは、二つの研究論文は公衆衛生上非常に重要であり、基本的に全面公表が適当であるということ、二つ目に、十分な安全対策の上で今後も研究を継続すべきであるということ、三つ目に、自主的な公表の留保についてはバイオセーフティー及びバイオセキュリティの面からの検証等が終了するまでは延期す

ることが適当である、こういうことでございます。

そして、その後、三月三十日、再度の検討が研究者も交えてNSABBにおいて行われた結果、これら二本の研究論文については、テロに悪用される危険性が少なく、公表は差し支えないという方針が決定されたものでございます。

**○はたともこ君** 科学技術には社会への貢献と悪用のおそれの両面、いわゆるデュアルユースの問題がありますが、この河岡教授らの研究悪用のリスクはあるのか、あるとすればどのような対策を講じるのか、説明をしてください。

**○政府参考人(吉川晃君)** 結果的ではありませんけれども、河岡義裕教授らの論文につきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、テロに悪用される危険性は少ないとされたわけでございます。

本件におきましては、報道がありまして以来、内閣府におきましては、関連する省庁間での事実確認や情報交換等のための会合を適宜開催してまいりました。そして、連絡体制を構築するとともに、情報共有や意見交換を行ってまいりました。また、日本学術会議におきまして、本件も含みますデュアルユースの問題に関する検討委員会を立ち上げております。現在も対応を検討しているというふうに承知しておりますが、具体的には研究者のための行動規範の策定あるいはその普及啓発の活動というような取組でございます。

研究者が自ら、研究の必要性、有用性のみならず、その成果の社会的影響や特に安全性に関して十分な認識を持ち、説明責任を果たすということは非常に大切なことであると存じます。研究のリスクとその利益のバランスを常に念頭に置いて、まずは科学者と政府との間で意見交換の場を設けるなど、我々としても努力してまいりたいと存じます。

**○はたともこ君** では、最後に中川大臣に伺いたいと思います。

私は、新型インフルエンザウイルスが国内で確認される場合については、海外で発生し人が我が国に持ち込むケース、野鳥等が我が国に持ち込んで豚で遺伝子再集合が起こり人に感染するケースのほかに、参考人質疑で同志社大学法学部教授の川本先生も触れられたバイオテロあるいは研究施設からのウイルスの漏えい事故なども想定され得る、想定すべきであると考えております。

そこで、本法案が、そのようなバイオテロや研究施設等からのウイルス漏えい事故も想定しているのか、あるいはそのような場合にもしっかりと対応できる法案となっているのかどうか、中川大臣にお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思います。

**○国務大臣(中川正春君)** 研究過程でのウイルス等の管理については、今の日本の法制の中では感染症法において管理義務が課されているということで、厚生労働省を中心にその辺の対応をしていくということでありまして、

そんな中でも、先ほど御指摘があったように、バイオテロ等で研究施設から漏れ出した場合の事故についても、もちろんこの新型インフルエンザの発生がいかなる要因に基づくものであってもこの法案はそれに対応をしていくということでありまして、基本的には、この新型インフルエンザの蔓延の防止を図って、そして国民の生命と健康を保護し社会の安定を図るということ、これを国を挙げて確保をしていくということでありまして、それに対する危機対応を法律というのをそのバックにして体制をつくっていくということでありまして、政府全体で的確に対応していくということ、これをこの法律によって実現をしていきたいというふうに思っております。

**○はたともこ君** ありがとうございます。終わります。